

5

吉岡町総合計画 審議会条例

平成9年3月21日
条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、吉岡町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ吉岡町総合計画の策定に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、町内外の識見を有する者のうちから町長が任命する。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第26号)抄

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第33号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

6

吉岡町総合計画 審議会委員名簿

氏名	所属等
◎ 堤 隆雄	吉岡町自治会連合会
○ 宿谷 忍	吉岡町社会福祉協議会
萩原 隆夫	吉岡町農業委員会
藤多 ゆかり	吉岡町教育委員会
森田 均	吉岡町都市計画審議会
河合 祖信	吉岡町子ども・子育て会議
小池 理久	吉岡町民生委員児童委員協議会
坂田 昭二	吉岡町勤労者協和会
齊藤 肇夫	公募
須田 永次	吉岡町商工会
中沢 久光	北群渋川農業協同組合
戸塚 洋子	群馬県北群馬渋川振興局
金井 敏	高崎健康福祉大学健康福祉学部
金井 昌信	群馬大学大学院理工学府

◎会長 ○副会長